

岩手県告示第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨デジタル庁参事官から次のとおり通知があった。

令和5年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市市街化区域
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年6月2日から令和5年3月24日まで
- 3 実施する公共測量の種類 3D都市モデル